

## 第6章 Remittance, Reporting and Violation

### (送金、報告、及び違反)

#### 6.1 Remittance and Repatriation (送金と本国送金)

##### 6.1.1 Remittance of sale proceeds/Remittance on winding up/Liquidation of Companies

(収益の海外送金/ 企業閉鎖に伴う海外送金/ 会社破産)

- (i) 株式又は証券の収益、その海外送金は Foreign Exchange Management Act の下、Foreign Exchange Management (Remittance of Assets) Regulations 2000 に依って規制される”remittance of asset”である。
- (ii) AD Category – I 銀行は証券の税引後販売収益を国外の株式販売者に送金できる、但し、証券が repatriation basis (回収可能ベース)であり、証券販売がガイドラインに沿って行われ、そして税務当局の NOC/納税証明書が整えられていること。

NOC: Non Objection Certificate

##### (iii) Remittance on winding up/liquidation of Companies

AD Category – I 銀行は、インド国内の破産状態にある会社閉鎖資産の送金を認められる、但し諸税納付条件。破産は会社法 1956 の諸規定の下、会社閉鎖法廷 或いは任意会社閉鎖での公認精算人が出す命令に適うこと。AD Category – I 銀行は申請者から提出があれば、送金できる；

- a. 送金に係わる、税務当局の No Objection 又は Tax Clearance Certificate。
- b. インドに於ける全負債は清算済み、又は適宜処理済、を証する監査人の証明書。
- c. 会社閉鎖は会社法 1956 の諸規定に沿っていることを証する監査人証明書。
- d. 法廷に抛らない会社閉鎖の場合、インド国内で申請者又は会社に対するペンディング法廷係争事案は一切無いこと、送金するに際し法的障害は無いこと、を証する監査人証明書。

##### 6.1.2 Repatriation of Dividend: (配当送金)

配当は税引き後、制約なしに海外送金できる。海外送金 (Repatriation)は Foreign Exchange Management (Current Account Transactions) Rules 2000, の諸規定で管理される。

##### 6.1.3 Repatriation of Interest (金利送金)

完全委任且つ強制転換社債への金利は税引き後自由に送金できる。海外送金は Foreign Exchange Management (Current Account Transactions) Rules, 2000 の諸規定で管理さ

れる。

## 6.2 Reporting of FDI (FDI 報告)

### 6.2.1 Reporting of Inflow (外貨流入報告)

- (i) FDI スキームの下、株式/ 転換社債/ 優先株発行で外国からの投資を受領する会社は、金額詳細を RBI の地域事務所に送金受領日から 30 日以内に、Annex-5 の Advance reporting Form で報告しなければならない。
- (ii) インド会社は、AD Category- I 銀行を通じて、株式発行/ 転換社債に対する外国からの入金明細を、送金受領を証する FIRC のコピー添付で、又、海外の銀行から当該額を送金した非居住者に関する KYC 報告書 (添付 Annex-6 参照) と共に報告することを要する。  
報告者は RBI 地域事務所で受領され、当該送金に対し Unique Identification Number (UIN) が付される。

### 6.2.2 Reporting of issue of shares (株式発行報告)

- (i) インド会社は、株式 (新株ベースのボーナス株、ESOP の下での株、を含む) / 完全委任強制転換社債/ 完全委任強制転換優先株の発行後、発行後 30 日以内に、Annex-1 記載の Form FC-GPR を提出すること。
- (ii) Form FC-GPR の Part A は記入の上、会社の Managing Director/ Director/ Secretary の署名付きで、会社の公認 Dealer 経由 RBI に提出を要する。Part A と共に下記書類添付のこと ;
  - (a) 下記を証する Company Secretary の証明書
    - (A) 会社法 1956 の諸規定に適用のものであること
    - (B) 政府許可の下である場合は、許可の諸条件に適用のものであること
    - (C) 会社は諸法令の下、株式発行資格者であること
    - (D) 会社は、インド国内の公認 Dealer 発行の送金受領証明書を保持のこと

**Note:** 払込資本金 5000 万ルピー以下の会社では上述証明書は company secretary が作成できる
  - (b) 非居住者への発行株式価格で送金受領の態様を記述した、法定監査人又は公認会計士発行の証明書
  - (c) FD-GPR Form と共に受領報告書が AD Category- I 銀行に依って、会社本社登記地域管轄の RBI 地域事務所に提出されること
  - (d) FC-GPR Form Part-B は、インド会社が年 1 回直接 RBI に提出のこと。これは毎年 7 月 31 日までに提出を要し、全投資つまり直接/ 間接投資、利益再投資、会社が前年度に使用した資本 (3 月 31 日までを前年度とし、7 月 31 日までに報告)

を記述のこと。投資明細は会社への外国投資を含むものとし、バランスシートの日付での勘定で行う。会社への外国投資は直接、間接を仕分けのこと。

- (e) ボーナス/ 新規株、非居住者への直接ストックオプション、或いは既存インド会社の吸収/ 合併/ 分離に伴う、証券発行は FC-GPR Form で報告されることを要する。又、ECB/ royalty/ 一括払い know-how fee/ SEZ 所在工場による資本財輸入、に拠る株式発行も亦同様。

### 6.2.3 Reporting of transfer of shares (株譲渡の報告)

居住者から非居住者へ、非居住者から居住者へ、の株譲渡は FC-TRS (Annex - 7 参照)での報告を要する。海外からの当該送金受領後 60 日以内に、FC - TRS Form の AD Category - I 銀行宛提出を要する。FC - TRS Form の期限内提出義務は譲渡者/ 譲受者と居住者に課される。AD Category - I 銀行は書類を(RBI との)連絡店に送り、連絡店が FC - TRS Form を整理して RBI 宛月次報告を提出するものとする。

### 6.2.4 Reporting of Non-Cash

ECB の転換に対する株発行の明細は下記の如く、地域管轄 RBI 事務所に報告を要する；

- (i) ECB の全面転換の場合、会社は FC-GPR Form で地域管轄 RBI 事務所に転換明細を報告すると併せ、転換月末から 7 営業日以内に、ECB-2 Form で RBI、 Dept of Statistics and Information Management (DSIM), Bnadra-Kurla Cmplx, Mumbai-400 051 に報告すること。報告が一旦為されると、後続月々での ECB-2 Form での報告提出は不要。
- (ii) ECB の一部転換の場合、会社は FC-GPR Form で RBI 地域事務所に転換部分を報告し、ECB-2 Form で転換部分と非転換部分を明確に分けて報告すること。  
“ECB partially converted to equity”の語は Form ECB-2 の冒頭に述べられている。  
後続月々で、ECB の outstanding balance を ECB-2 Form で報告すること。

### 6.2.5 Reporting of FCCB/ ADR/ GDR 発行

ADRs/ GDRs を発行するインド会社は、発行終了日から 30 日以内に、Annex-8 記載の form で、発行明細を RBI に報告するものとする。会社は、又、四半期毎に期末から 15 日以内に、Annex-9 の Form で四半期売上げを RBI に報告すること。四半期売上げは、RBI ガイドラインに沿って、インドに送金される又は国外で利用される ADR/ GDR メカニズムを通じて計画された総額に達するまで、提出要。

## 6.3 Adherence to guidelines/ orders and consequences of Violation

(ガイドライン/ 規則の遵守と違反行為)

FDI は資本財取引であり、FDI 規則に対する違反行為は FEMA の罰則規定が適用され、

FEMA 管理者 RBI と財務省下の励行事務局が FENA 励行担当局である。FEMA 違反行為は励行事務局が調査に当る。

### 6.3.1 Penalties

- (i) FDI Regulations、即ち、ルール、規則、告知、プレスノート、プレス通知、回章、FEMA の効力としての指針又は命令、を不履行/ 非遵守/ 不服従/ 違反をした者、或いは、政府/ FIPB/ RBI に依って権限付与された諸条件に対し違反した者、は審判で罰が加えられる。罰は、違反行為が金銭換算可能な場合は当該額の 3 倍まで、或いは換算不能な場合は 20 万ルピー。そして斯かる違反が継続的なものであれば、違反期間中の 1 日当り 5000 ルピーの追加罰。
- (ii) 本法の諸規定、或いは後述指針や命令の諸規定に対する違反者がいた場合、会社のビジネス行為に関し、違反行為が為された時点での担当であり会社の行為に責任があった者全員と会社は、違反行為で有罪と看做され、そして告訴相当とされて処罰される。
- (iii) 違反行為を 6.3.1(i)の下で審判する審判当局は、適切と判断した場合、斯かる違反行為に直接科する処罰に加えて、生じた違反行為に関連する通貨、証券、或いは金銭、財産、を中央政府に没収する。

### 6.3.2 Adjudication and Appeals (裁決と上訴)

- (i) FEMA 違反の審判の為、財務省は、Foreign Exchange Management (Adjudication Proceedings and Appeal) Rules, 2000 の規定に沿って、所定形式で案件処理の為に中央政府管理職者を裁決者に指名する。違反行為被疑者には、処罰宣告前に適切な聴聞機会が与えられるものとする。
- (ii) 中央政府は、Foreign Exchange Management ( Adjudication Proceedings and Appeal) rules,2000 の規定に沿い、審判者の命令に対するアピール聴取の為に Appealing Authority/ Appellate Tribunal (控訴審判者/ 控訴法廷) を指名するものとする。

### 6.3.3 Compounding Proceedings (和解手続)

Foreign Exchange ( Compounding Proceedings) rules 2000 の下、中央政府は FEMA 規定違反者に対する“Compounding Authority” (和解担当官) を財務省励行事務局か RBI から指名するものとする。和解担当官は法令違反行為に係わる金額の和解権限を保有する。違反行為が金銭換算可能でなければ、違反行為の和解はあり得ない。先の和解日から 3 年間経過後の違反行為は、初回違反行為と看做される。和解担当当局は和解手続関連の情報、記録、他書類を収集をできる。当局は関係者全員に聴聞機会を与えた上で和解命令を速やかに、和解当局への申請書日付から 180 日以内に、出すこと。被疑違反詳細に関連する法

令、ルール、指針、指令、命令の諸規定を明示しつつ和解命令を出すものとする。